

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月19日
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 當舎 裕己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京(6273)3059
【事務連絡者氏名】	業務管理部長 保木 裕二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京(6273)3059
【事務連絡者氏名】	業務管理部長 保木 裕二
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成30年7月19日
【発行登録書の効力発生日】	平成30年7月27日
【発行登録書の有効期限】	平成31年7月26日
【発行登録番号】	30 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 220,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 を合算した金額であります。
【発行可能額】	0円(注)1 220,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 を合算した金額であります。
【効力停止期間】	該当事項なし
【提出理由】	平成30年7月19日に提出した発行登録書の一部に訂正を要する箇所があることによります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

【訂正内容】

平成30年7月19日に提出いたしました発行登録書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正します。

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	未定 (注)1、(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	0円
新株予約権の行使時の払込金額	0円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定 (注)2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定 (注)3
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

2. 新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

3. 特定大量保有者(注)5、特定大量保有者の共同保有者(注)6、特定大量買付者(注)7、特定大量買付者の特別関係者(注)8若しくはこれら乃至の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又はこれら乃至に該当する者の関連者(注)9(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

4. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、これと引替えに新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

5. 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じです。）で、当社の株券等に係る株券等保有割合(注)10が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取
得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者
その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととしま
す。
6. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなさ
れる者を含みます。以下、同じです。
7. 公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、同じです。）に
よって当社が発行者である株券等（同条第1項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じで
す。）の買付け等（同項に規定する買付け等を意味し、取引所金融商品市場において行われるものを含みま
す。以下、同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別
関係者の株券等所有割合(注)11の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締
役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取
得・保有することが当社の企業価値ひいては株
主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社
取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者について
は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
以下、同じです。
9. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にあ
る者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者とし
て当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を
支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。
10. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。この場合においては、当該保
有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるも
のとします。以下、別段の定めがない限り同じです。
11. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同
じです。

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	飯野海運株式会社 普通株式 単元株式数は、100株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は1株と します。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うもの とします。
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定 (注)2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定 (注)3
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

- (注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
2. 新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
3. 特定大量保有者(注)5、特定大量保有者の共同保有者(注)6、特定大量買付者(注)7、特定大量買付者の特別関係者(注)8若しくはこれら乃至の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又はこれら乃至に該当する者の関連者(注)9(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
4. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、これと引替えに新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
5. 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。)の保有者(同項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じです。)で、当社の株券等に係る株券等保有割合(注)10が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
6. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じです。
7. 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下、同じです。)によって当社が発行者である株券等(同条第1項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じです。)の買付け等(同項に規定する買付け等を意味し、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合(注)11の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じです。
9. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。
10. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。以下、別段の定めがない限り同じです。
11. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。